

## ガス供給業を行う法人の事業税は「収入金額課税」になります。

ガス供給業を行う法人の事業税の課税標準は、当該事業年度の「収入金額」とされています。

ガス供給業とは、需要に応じて導管によりガスを供給する事業をいいます。

ただし、ガス供給業を行う予定であるが、施設建設中等でガス供給を開始していない事業年度については、所得等課税(資本金1億円を超える法人は付加価値割及び資本割を含む。)となります。

### 課税標準となる収入金額の算定

$$\text{課税標準となる収入金額} = \text{収入すべき金額の総額} - \text{控除すべき金額}$$

### 収入すべき金額の総額

各事業年度において収入することが確定した金額で、その事業年度の収入として経理されるべきその事業年度に対応する収入をいいます。

原則として、ガス供給業(導管によるものに限る。)の事業収入に係るすべての収入を含みます。

主なものは以下のとおりです。

- ガス売上収入
- 供給雑収入(計器具の損料及び賃貸料収入を含む。)
- 事業税相当分の加算料金 等
- ※料金と併せて収入する消費税の金額は、収入金額に含めません。
- ただし、このうち、免税事業者等で消費税として納税しない金額については、収入金額に含めてください。
- ※ガス供給業においてその製造過程に副産物として生ずるコークス又はコールタール等の副産物の製造販売は、所得等課税事業となります。

### 控除すべき金額

控除すべき金額の主なものは以下のとおりです。

- 国又は地方団体から受けるべき補助金
- 固定資産の売却による収入金額
- 保険金
- 有価証券の売却による収入金額
- 不用品の売却による収入金額
- 受取利息及び受取配当金
- 需要者等から収納する工事負担金等
- ガス供給業を行う他の法人からガスの供給を受けてガスを供給する場合に供給を受けたガスの料金として支払うべき金額に相当する収入金額
- 可燃性天然ガスの掘採事業を行う法人から可燃性天然ガスを購入して供給を行う場合、その購入した可燃性天然ガスに対して課された鉱産税の課税標準額に相当する金額
- ガス供給業と可燃性天然ガスの掘採事業を併せて行う場合、その掘採した可燃性天然ガスに対して課された鉱産税の課税標準額に相当する金額
- 損害賠償金
- 投資信託に係る収益分配金
- 株式手数料
- 社宅貸付料 等

### 税額の計算

	課税標準	H26.9.30までに開始する事業年度	H26.10.1以後開始する事業年度
法人事業税 (収入割)	収入金額	収入金額×0.7%	収入金額×0.9%
地方法人特別税	基準法人収入割額	基準法人収入割額×81%	基準法人収入割額×43.2%

### ガス供給業と所得等課税事業を併せて行う場合

	算定方法	算定の詳細
原則	ガス供給業と所得等課税事業を併せて行う法人の事業税額は、各事業部門毎にそれぞれ課税標準額及び税額を算定し、その税額の合算額となります。	○両事業部門に共通する収入金額又は経費がある場合 これらの共通収入金額又は共通経費を両部門の売上金額等最も妥当と認められる基準によってあん分した額により所得課税事業の所得又は付加価値額を算定します。
例外	従たる事業が主たる事業に比して社会通念上独立した事業部門とは認められない程度の軽微なものであり、主たる事業の附帯事業として行われていると認められる場合は、従たる事業を主たる事業のうちに含めて主たる事業に対する課税方式によって課税標準額及び税額を算定することができます。	○「軽微なもの」の判定は、その実態に即して行うべきものですが、一般に当該事業の売上金額が主たる事業の売上金額の1割程度以下であり、かつ、事業の経営規模の比較において他の同種類の事業と権衡を失しないものとされています。 ○「附帯事業」とは、主たる事業の有する性格等によって必然的にそれに関連して考えられる事業をいいますが、それ以外に主たる事業の目的を遂行するため、又は顧客の便宜に資する等の理由によって当該事業に伴って行われる事業も含まれます。

※福島県における共通する収入金額又は経費について  
平成29年4月1日以後開始する事業年度分から「売上金額」によりあん分した額により算定してください。

### 申告書に添付する書類

ガス供給業を行う法人については、申告書に添付する書類と併せて次の書類の添付が必要となります。

- 収入金額に関する計算書(第6号様式別表6)
- 貸借対照表及び損益計算書
- 法人税法施行規則様式別表4
- 収入金額の算定の基礎資料  
(所得金額の計算書(付表1)、経費に関する計算書(付表2)等)

### 中間(予定)申告の取扱いについて

収入割を申告する法人で事業年度が6月を超える場合には、法人事業税の中間(予定)申告が必要です。